全公連だより

VOL. 21

令和6年9月1日発刊



高知城 撮影者:高知協会 小川龍明



全国公共嘱託登記土地家屋調查士協会連絡協議会

全公連だより VOL.21 令和6年9月号 目次

1	令和 6 年公共工事品質確保法改正について	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2
	上智大学教授 楠 茂樹		
2	災害時協定書を締結した企業様から新製品や業	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4
犭	務の効率化に対する提言		
	「現場で完結する 3D 点群計測ソリューション」		
	【株式会社トプコンソキアポジショニングジャ		
	パン】		
	「測量の常識が変わる【斜め観測でイメージも同時		
	計測出来る GNSS スマートアンテナ】」		
	【ライカジオシステムズ株式会社】		
3	ブロック総会・研修会報告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	8
	【中部ブロック】【北海道ブロック】		
4	全国の各協会紹介	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	10
	【神奈川協会】【高知協会】		
5	会務報告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	13
	第39回定時総会、第1回研修会報告		
6	全公連ニュース	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	15
	狭あい道路解消シンポジウム開催案内他		
	会議経過及び今後の会議予定		
7	知っとく情報	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	17
	コノエの「標」にまつわるグッズ御紹介		
	【株式会社コノエ 測量事業本部】		
8	所有者不明土地管理人には土地家屋調査士を!	•••••	19
(糸	売編)		
	弁護士 秋保 賢一		
9	全国お役所百景	•••••	22
	名古屋市役所本庁舎		
10	編集後記	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	23

令和6年公共工事品質確保法改正について

上智大学法科大学院·法学部 教授(全公連顧問) 楠 茂樹

令和6年6月12日、公共工事 品質確保法改正法(以下、「品確 法」)案が国会を通過し、即日施 行された。平成17年に同法が制 定されてからこれが3度目の改 正となる。本コラムでも公嘱業 務と品確法の関連性について何



度も取り上げてきた。今回の改正が公嘱業務の発注に 与える示唆とはどのようなものだろうか。

平成 17 年に品確法が制定された時、その狙いはダンピング防止にあった。それまで最低価格自動落札方式が会計法や地方自治法上の原則であったところ、公共工事においては価格のみならず、それと同じかそれ以上に品質が重要であることを謳い、そのための対応を発注機関に求めた。品確法の制定をきっかけに、少なくとも国の発注する公共工事については総合評価落札方式がスタンダードなものとなった。会計法上、総合評価落札方式の採用に当たっては当該発注機関の長は財務大臣と協議しなければならないとされたの長は財務大臣と協議しなければならないとされているが、省庁作成のガイドラインを財務大臣が包括のいるが、省庁作成のガイドラインを財務大臣が包括の正承認するという「包括協議」の形をとることでクリアした。同時に品確法の理念を受けて、低入札調査基準価格、最低制限価格といった下限価格の設定も厳格化されるようになった。

その後、東日本大震災を経て公共工事を担う技能労働者の育成、確保に主眼が置かれるようになり、品確法は公共工事入札契約適正化法、建設業法と併せて「担い手3法」と呼ばれるようになった。今年の品確法改正も他の2法とほぼ同時期に改正法が国会を通過している。

今回の「担い手3法」の改正は建設業法がリードする形で行われた。その主眼は「賃金の行き渡り」である。適切な水準の労務費が労働者に確実に行き渡ることで、持続可能で魅力的な建設業の形成がなされるという基本認識の下、例えば高騰した諸経費の負担にかかる協議の受発注者への義務付け、費用を著しく割る金額での建設請負工事の受注禁止、その目安となる「標準労務費」の中央建設業審議会による作成と勧告、などが新たに盛り込まれた。

品確法の改正は、「公共工事の品質確保のための基盤の整備等」という第4章の新設が目玉だ。例えば、 国には、労務費の行き渡りや休暇といった労働環境の 実態調査と施策、安定的な技術開発推進などが努力義 務とされた。

公嘱業務との関係でも見逃せない改正内容がある。 例えば、発注者の責務を規定する7条の改正だ。今 回の改正では次の号(7号)が追加された。

「地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に 育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に 参加する者に必要な資格、発注しようとする公共工事等の 規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。」

「地域における公共工事の品質確保の担い手」の射程は広い。品確法の目的は「良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益」(「条)の実現のための公共工事の品質確保にあるのだから、公共事業の一連の過程に関わるあらゆる契約相手は、担い手の一角を構成する。測量や登記といった業務もその品質の低下や手続きのミスが公共事業のロセスに致命的なダメージをもたらす。結果、時間遅延から国民の生活に支障を来たすかもしれないし、損害賠償や追加での補償の問題が生じれば国民の税金が無駄遣いされる。

公嘱業務もその確実性を考えたとき、表面的な価格の安さだけで判断するべきではないのは品確法価を基本的理解から明らかであろう。公共工事は総合評価格札方式がスタンダードであるが、公嘱業務の場合、財務大臣と協議する材料となるガイドラインを作るを体が公共工事の発注機関なのか、公的資格の所管官でなのかといった問題もあり、なかなか進まないればでなのかといった問題もあり、なかなか進まないれば実のようなノウハウの蓄積もない。国が動かなければ実を最優先するべく、特命随意契約を出発点として、地を最優先するべく、特命随意契約を出発点として、使に品質が保証される資質が十分担保された競争の採用が推奨されるでは企画競争の採用が推奨されることになろう。これが品確法の公嘱業務発注へのメッセージだ。

価格のみの競争は品確法の理念から考えれば原則 排除されるべきである。競争的な手続きが採用された 場合であっても、十分に「地域の実情を踏まえ」、厳格 に経験や規模等の「競争に参加する者に必要な資格」 を設定するべきだ。その結果、応札可能業者が | 者になるというのであれば、堂々と特命随意契約すればよい。それだけの理由があるはずだ。

品確法は総合評価落札方式という「競争入札」を念頭に置いているので「随意契約」には馴染まない、などという反論があるかもしれないが、それは失当だ。というのは、仮に品質重視の総合評価落札方式が採用できなければ、品確法の理念を実現する方法は企画競争、あるいは特命随意契約が妥当するとうことは論理必然だからである。そもそも下限価格(すなわちここでは低入札調査基準価格)が厳格に運用される昨今では、総合評価落札方式は企画競争に近づいているといえよう。

さらに注目すべきは、新設された品確法 21 条だ。 条文は以下の通りである。

「発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備 又は体制等からみて、その地域において受注者となろうと する者が極めて限られており、当該地域において競争が存 在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約に ついて、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが 見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、 競争が存在しないことを確認したときは、随意契約による ことができる。」

やや唐突感のある条文の新設だが、会計法や地方自 治法上の随意契約があまりにも厳格な要件でしか認 められないという現状を突破するものだと理解すれ ば、合点がいく。要するに、当該地域において唯一と 思われる事業者がいれば入札を経ずしてその候補を 明示した上で公募し、誰も公募に応じなければ、その まま当初の業者との特命随意契約を可能にするとい うものだ。法律からは明確ではないが、限定された地 域の業者のみが公募に応じられるという仕組みにす るのであろう。会計法令上は、人命に関わるような緊 急事態でもない限り、競争の可能性がある以上、特命 随意契約はできない。入札を行えば時間や費用等で不 利な状況が発生する場合の随意契約も認められてい るが、国の発注については財務大臣との協議が必要に なるので極めて使い勝手が悪い。そこで、「公募」の手 続きを絡ませることで、会計法令上の制約を突破する 新たな随意契約理由を法令上作り上げることとした のである。地域性重視の随意契約手続きの新設である。

ただ地方自治体の場合には、このコラムで何度か紹介した昭和 62 年の最高裁判決によって一定の合理性があればいわゆる「2 号随契」として特命随意契約が可能になっているので、品確法上の新たな手続きが想定している場面においては同法上の手続きを経ずとも特命随意契約は可能である。そうすると品確法上の

新たな随意契約の新設は、専ら国の契約について意味を有するもののように見える。ただ、最高裁判決があるとはいえ、合理性についての説明責任を求められることから、少なくない地方自治体が随意契約の利用に躊躇し、原則に従って競争入札を強行している現状もある。そうした地方自治体が「法令に基づいて積極的に随意契約を利用できる」手続きを用意したという見方もできる。

品確法 21 条の対象が「公共工事等の契約」とされているのでその趣旨は公嘱業務に及ぶはずだ。では 21 条が公嘱業務にどのような意味をなすのだろうか。当該地域をカバーする法人とそうでない法人がある場合には、前者が候補となり、当該地域をカバーする条件の法人を公募しても現れないだろうから、元々の候補となる法人と特命随意契約を行うという手続きいるる、といった利用が想定される。ただ、21 条にいるでその地域において受注者となろうとする者が極いて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続する」状況がどのように捉えられていめて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続する」状況がどのように捉えられているが、出確法が議員立法であることから、現段階では情報が限られており、その中心にある建設請負工事につて考えても明らかでない部分が大きい。公嘱業務への応用に行き着くにはしばらく時間がかかるだろう。

(了)

現場で完結する 3D 点群計測ソリューション

株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン Geo 事業推進部 岩井 隆揮

利用用途の拡大や多様化に伴い、3D 点群計測を行う機器はレーザースキャナーや UAV、LiDAR など数多くのハードウェアが登場しており、また機能面でも日々進化し続けています。加えて、ハードウェアのみならず計測作業のコントロールならびにデータ解析用ソフトウェアにおいても、様々な機能・特徴を持ったものが数多くリリースされ、アップデートにより繰り返し改善されています。

今回は、この 3D 点群計測に関する現状の課題と、その解決に向けた製品、トプコン(以下、当社)スキャナー用フィールドソフトウェア 『Collage Site』をご紹介します。

1. 3D 点群計測の現状課題

3D 点群計測は、短時間で大量の 3D 点群データを取得できることがメリットです。この 3D 点群データにより、計測した現場全体を 3D 点群データとして保存するため、軒下寸法や道路からの離れ、越境物の検証などを PC 上で好きな時に計算することが可能となった結果、外業時間を大幅に短縮するだけでなく、作業効率・生産性・安全性の向上が見込めるようになりました。

中でも地上型レーザースキャナーは、高い精度と 安定性により詳細な形状の把握に活用されることが 多いのですが、一方で計測から解析までの作業時間 の長さが課題となっています。更に 3D 点群データは、 計測後の解析を完了するまでは可視化することがで きないため、計測の抜けが生じた際には、再度現場に 戻り、追加の計測が必要となる手戻り作業が発生し てしまうことも課題となっていました。

2. レーザースキャナー用フィールドソフトウェア 『Collage Site』

技術発展により高性能なタブレットが登場したことで、様々な高性能 PC 用ソフトウェアがタブレットでも活用できるようになりました。そこで当社は、「どこでもソフトウェアを用いることができる」という高性能タブレットの特徴に着目し、レーザースキャナーのリモートコントロールや計測した点群データをリアルタイムで確認できるレーザースキャナ

ー用フィールドソフトウェア『Collage Site』を発売しました(写真 I)。



写真1『Collage Site』の使用イメージ

『Collage Site』を活用することで、今まで必要だったレーザースキャナーのオンボードアプリケーションを操作する必要がなくなるため、以下の利点が生まれます。

- ・ 小さな画面上での操作によるボタンの押し間違い、文字・数値の入力ミスの解消
- ・ 離れた場所からレーザースキャナーを操作できるため、自身が点群として取得されることを防ぐための行動が不要(例:レーザースキャナーの回転に合わせて自身も動く、物陰に急いで隠れる)
- ・ レーザースキャナー本体に触れる必要がないため、操作による誤差や器械・人の転倒の危険性が下がる(写真 2)
- ・ その場で点群データを確認できるため、計測漏れによる手戻り作業を減らすことができる
- ・ タブレットのため持ち運びが楽であり、高性能 PC としても活用することができる
- ・ 成果物生成用ソフトウェアも利用可能であり、 現場にてヒートマップによる出来高・出来形確 認が可能になる
- トータルの作業時間が短くなる



写真 2 器械に触れずにリモートコントロール

3. 現場完結型ワークフローを実現

『Collage Site』により、「現場完結型ワークフロー」が可能になりました(図 I)。以下、「現場完結」は何を意味しているのかについてご説明します。

従来のレーザースキャナーのみで作業を行う場合、現場ではできる限り計測漏れの無いようスキャン数を増やして実施、点群データに関しては、事務所に戻り高性能なPCにて解析を行う必要がありました。そのため、実際に点群の取得結果を確認できるのは解析後となり、取得漏れがあった際には、再度現場に赴き計測を行わなければなりませんでした。また、特にレーザースキャナーを導入したての間もない時期では、点群の取得結果のイメージが湧きづらいため、取得漏れを回避するため必要以上にスキャンを行うことでの作業が長時間化、また計測漏れによる手戻り作業によるコストの発生が生じることも少なくありませんでした。

『Collage Site』を活用すれば、レーザースキャナーのリモートコントロールはもちろんのこと、点群データの解析もその場で行えるため、点群の取得状況を簡単に目視にて確認することが可能となります。特に、現況測量図を作成するための敷地調査で複数の場所からスキャンをした場合、どの部分がどの程度オーバーラップをしているか、一目瞭然です。また建物においては、対象物の面や形状の取得状況を 3D表示にて確認することも可能です。このことから、レーザースキャナーの計測作業から評価まで、現場で完結することのできるワークフローを実現することができるのです。

この現場完結型ワークフローにより、手戻り作業 や事務所から現場への移動にかかるコストを削減、 またスキャン回数を最小限に収めることで作業時間 の短縮につながり、生産性向上を実現する手段とし て有効となっています。



図1 現場完結型ワークフロー

4. 終わりに

3D 点群計測技術については、従来の機器に限らず、モバイル端末を含む LiDAR 技術が様々なメーカーより開発・リリースされる時代となりました。また、ソフトウェアをインストールする端末においても高性能なものが多く市場に出回っています。「どこでも」「簡単に」「高効率な」3D 点群計測および解析が求められている中、我々メーカーはハードウェア・ソフトウェアに関わらず、課題点とその解決策を模索し続け、皆様の業務改善に貢献してまいります。

【お問い合わせ先】

株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン 東京都板橋区蓮沼町 75-1

Tel: 03-3558-2517

URL: https://www.topconpositioning.asia/

(了)

測量の常識が変わる【斜め観測でイメージも同時計測出来る GNSS スマートアンテナ】

ライカジオシステムズ株式会社 GMAT 事業部

■傾斜補正付き GNSS アンテナ Leica GS18 I





写真 1: Leica GS18 I による計測場面

当社では、これまで測量しにくかった環境下でもスムーズに計測ができ、従来の測量の常識を覆す傾斜補正付きスマートアンテナ「Leica GS18 I」(以下、GS18 I)(上記写真 I)を取り扱っています。従来、RTK 測量では、GNSS 受信機が直接測定するのではなく、アンテナ中心にて位置を測定します。よって、移動局はポールに取り付けられた先端のアンテナ位相中心で位置を計測するため、ポールの気泡管を使用して水平をとる必要がありました。その結果、これまでに幾度も高精度 RTK によるパフォーマンスを制限する以下のような欠点がありました。

- 生産性の観点から、杭打ちを繰り返す必要がある場合、ポールの水平をとるのに時間がかかる
- 精度面では、ポールを垂直に保持しなければ ならず、人的ミスや気泡管の調整不備など機 器の不完全性の影響を受ける
- 適用性に関しては、建物の隅を計測する際に 目標点に垂直にポールを保持することができ ない

GSI8 Iを使用することにより上記のような課題点を払拭し、効率性の高い測量観測が実現できます。 GSI8 Iには以下の特徴があります:

- キャリブレーションの時間が不要
- 電磁障害からの影響を排除
- 大きな傾きにも適用可能
- 方位支援 3D ビジュアル化

GS18 I に搭載されている、GNSS、慣性及びマルチセンサー統合ナビゲーションシステムの急速な発展により、ポールの傾きを自動的に調整する RTK のチルト補正が可能になりました。予めポールの長さがわかっている場合、ポールの傾き(または角度方向)が正確に決定されれば、傾斜による位置誤差を補正

できます。GSI8 Iのチルト補正ソリューションは、 測量に特化した工業用グレードのマイクロ電気機械 センサー(MEMS)からの正確な IMU 測定を利用して います。この統合技術により世界最速で使いやすさ を提供する GNSS RTK ローバーが開発されました(図 」)。

図 1: IMU ベースのチルト補正を備えた最速 GNSS 受信



GS18 I は高精度 RTK の適用範囲を広げ、現地調査におけるユーザーの利便性向上に焦点を当てています。

IMUベースのチルト補正を適用することで、建物の 隅や障害物のある点(写真 I)など、これまで GNSS ではアクセスできなかった計測点、たとえ 30 度を超える大きな傾斜角、でも RTK 精度で直接測定できるようになりました。これまでに時間がかかっていたポールレベリングを考える必要がなく、短時間内で調査環境に影響なく計測をすることが可能となります。

■GSI8 Iのメリット

では、GSI8 Iを使用することで具体的にどのようなメリットがあるでしょうか。主なメリットとして次の3点を挙げます。

①【測量スピードが向上する】

気泡管を合わせることなくポールの先端のみを対象物にあてれば計測できるので、これまでの測量時間を大幅に短縮することが可能となります。特に杭打ちの場合にはポイント付近でポールを垂直にすると対象箇所からずれることが従来の計測方法ではよくありますが、GS18 Iを使用すればその煩わしさから解放されます。

②【計測できるポイントが広がる】

塀や壁沿い、車の下等これまでポールを垂直に立

てられず測定が困難であったポイントも斜めにして 測ることができるようになります。更に、RTK フィッ クスとチルト補正が成立していれば、計測場所から 10mまでのカメラを向けた周辺まで同時にイメージ を計測でき、航空測量の地上式となる計測が実現出 来ます。(写真 2)

③【マルチパス影響でも測れる】

ポールを垂直に立てると計測ポイントが計測不能な場所(壁際や建物と地面との接点等)についても、写真3のようにポールを傾ければ測ることが可能となります。これによりトータルステーションを据える必要性がなく手間をなくせるのは現場にとって非常に有益なGSI8 I ならではの技術です。



写真 2: GS18 I を活用しながら、建物周辺を歩くことにより、凹凸部分を写真イメージより自動検出し、複数枚の写真を重ね合わせて正確な位置を特定





写真3: マルチパスの多い環境(ポールの長さ:1.8m)でのRTK測位テスト

- a) 金属製ファサードのある建物の近くに設置したテストマーカー
- b) Leica GS18I を使用したチルト補正 RTK 測定

■生産性と正確性に関する屋外テスト結果

	ボールの 傾き	観測点数	3D [m]	2D [m]	1D [m]
D-/Y-A	水平	57	0.021	0.014	0.016
G518 T	傾斜	76	0.024	0.021	0.012

表1:- 10 分間の測定点数とその結果に関する GS18 I とローバーA の rms 誤差の比較 (屋外、ポールの長さ:1.8m、短縮測定)

	ボールの 焼き	RTK 可用 固定/合計 [%	可用性	稿度 (rms) [m]		信頼性[%]			
			[96]	3D	2D	10	3D	2D	D 1D
D-//-A	水平	141/200	70.5	0.101	0.084	0.057	96.5	92.9	95.7
GS18 T	1084	171/200	85.5	0.051	0.039	0.032	99.4	98.8	99.4

表2:- 強力なマルチパス環境での GS18 I とローバーA 間の RTK 固定位置の可用性、精度、および信頼性の比較 (ポールの長さ:1.8m、短縮測定)

上記の表 I は生産性と正確性に関する屋外テストを実施し、纏めたものとなります。ポールを水平にする必要がない GSI8 I では、測定に費やされる時間が

大幅に短縮され、10 分間に測定点の数が 57 から 76 へ、33%増加しています。チルト補正の場合は、傾き決定からの追加の誤差にもかかわらず、3Drms 誤差はローバーA と比較してわずかに 3mm 大きい 2.4cm であり、ほとんどの地形測量で許容範囲と認められます。

■イメージ計測の活用

現場で計測した写真を合成することにより、点群データを生成します(写真 4)。2Hz のイメージングキャプチャーにより Leica 独自の後処理解析ソフトウエア「Leica Infinity」を活用することにより高密度で高精度かつ信頼性の高い現況測量が可能となります。チルト補正付きの GS18 I はレーザースキャナーのような固定据え型と異なり、移動しながら高低測量や立面図作成など幅広い応用アプリケーションにも貢献できる世界初 GNSS+ジャイロ+カメラをハイブリットにした製品となります。

■おわりに

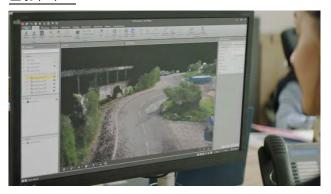


写真 4: Infinity 後処理解析ソフトウエア上に写真を取り込むことにより点群を生成し、TIN メッシュなどを作成することも可能



イメージ 1: 複数の写真にオーバーラップする場所を見つけ出し、 特定場所の高精度位置を演算

今回のGSI8Iではこれまでに市場で馴染んでいるGNSS+ジャイロのみならず、カメラの撮影機能をパッケージさせることにより、これまでの測量概念を大幅に改善させることができます。人口減少に伴い、測量士の人件費削減を考慮する上で、GSI8Iはこれまでと異なり、生産性や効率性を高める事が出来る最高峰クラスの最新技術を搭載したGNSSスマートアンテナです。是非、一度試してはいかがでしょうか。

ブロック総会・研修会報告

○中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

令和6年度中嘱連通常総会報告

開催日時 令和6年6月2 | 日(金)午後2時から 開催場所 オークスカナルパークホテル富山 富山市牛島町 | | - |

【情報交換会】

他協会に紹介したい(自慢できる)業務、新規業務

- ・ 登記調整業務、狭あい道路中心立会業務、 登記総合調整技術業務
- 国土調査法第 | 9条第5項指定制度を活用した業務啓発
- 官民境界確認補助業務、県の建物登記(県 庁、県立高校、警察署、交番等)
- 県所有の建物登記業務、建築確認申請図の 境界調査

【通常総会】

総会審議事項

第 I 号議案 令和 5 年度収支決算報告承認の件 第 2 号議案 令和 6 年度事業計画(案)審議の件 第 3 号議案 令和 6 年度収支予算(案)審議の件

今年度の通常総会は、御来賓に富山地方法務局長「栗原久典様」富山市長「藤井裕久様」らをお迎えし、70名を超える人数で開催することができました。すべての議案について承認され、無事に終了いたしました。また、総会の前には情報交換会を開催し、他協会に紹介したい(自慢できる)業務、新規業務について紹介がありました。

通常総会と並行して、災害について知識を深めるため、事務局職員で富山市にある「四季防災館」に行き、 災害が起こる仕組みを勉強し、地震体験、消火体験、 煙体験をしてきました。

さらに、通常総会後の懇親会では、富山県知事「新田八朗様」をお招きし、親睦を深めました。情報交換会で発表された業務についても意見を交えることができ、和気あいあいに話も弾みました。

翌日には、講演会と事務局会議を開催しました。事務局会議では、事前に質問を募り各県協会で意見を交わし、参考とすることが出来ました。

今年は令和6年能登半島地震もあり、復興も思うように進んでいない状況の中、中部ブロック6県が顔を

合わせ無事に終えることができたこと、大変嬉しく思い、心より感謝申し上げます。また、来年度は三重県にて開催する予定です。明るい話が飛び交う通常総会であるよう祈念しております。



中嘱連事務局(富山協会)

○北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査 士協会連絡協議会

- · 総会名等 第39回定時総会
- · 開催日時 令和6年7月12日(金)午後2時30分開 会
- · 開催場所 札幌土地家屋調査士会会議室
- · 出席者 協議会役員等12名
- ご来賓 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 副会長 花本 政秋 氏、理事 嶋田 智史 氏



北海道ブロック植西会長





第三九回定時 総会

花本副会長



開催に先立ち、物故社員に対する黙祷を捧げ、開会宣言に続き、植西会長から開会挨拶がありました。会則第16条により植西会長が議長になり、以下の議案について審議が行われました。

第1号議案 令和5年度事業報告並びに収支決算報告 承認の件

第2号議案 令和6年度事業計画(案)並びに収支予算 (案)承認の件

第3号議案 次期定時総会開催地の件

全議案について、審議が行われ、全議案が賛成多数で可決承認されました。なお、第3号議案の次期定時総会の開催地については、札幌市において開催することで承認されました。

最後に、植西会長から閉会宣言があり、第39回定時総会は終了しました。

北海道ブロック協議会研修会

令和6年7月12日札幌市土地家屋調査士会大会議室にて定時総会後、全公連副会長花本政秋様を講師にお招きし、「福岡協会の実情について」と題して福岡協会の業務や官公署への業務啓発活動の研修を行いました。

北海道ブロックから 13 名の役員が参加致しました。



花本副会長講演

福岡協会は社員数約300名で10年前と比べて130名程度減少しており、北海道に於いても社員の減少に歯止めが掛からない状況で同じような悩みがあるものと感じました。

官公署の業務受託については市町村からの受託が多く、特に官民確定補助業務が久留米市・八女市・飯塚市からの受託が伸びていると報告がありました。

受託が伸びている地域については、支部長をはじめ社 員の方が市町村を訪問し、業務啓発に取り組んでいるようです。

北海道ブロックとしても徐々にではありますが市町村の 業務受託が増えてきております。

今回の研修内容を参考とし更に業務拡大に向けて官 公署に啓発活動を行っていきたいと思います。

全国の各協会紹介

〇神奈川協会

<神奈川県の紹介>



横浜みなとみらい(夜景)

首都圏の南側に位置する神奈川県は、元の相模国と 武蔵国の一部であり、多摩川で東京都と接しています。 東側の東京湾に面して、川崎市、東アジア最大の横浜 中華街がある横浜市の商業・京浜工業地帯があります。 南側の相模湾は、三浦半島にペリー来航地横須賀市 (浦賀)、そして、南西に向かって、湘南海岸を古都・ 鎌倉市、江の島のある藤沢市、サザンオールスターズ で有名な茅ヶ崎市、城下町の小田原市から緑豊かな山 東街の箱根と続きます。西に目を向けると、丹沢山地で 京市があります。箱根山地で静岡県、丹沢山地で山梨 県と接しています。海と山に囲まれた、東京都より少 し大きな面積を有する、人口約920万人の県です。



鶴岡八幡宮



江ノ島 (遠くに富士山)

<協会の紹介>

Ⅰ駅に乗り入れる鉄道事業者数が日本最多である 横浜駅の西口から、徒歩で約 I 5分、繁華街、オフィ ス街を抜けて、住宅街に差し掛かるような場所に神奈 川県土地家屋調査士会館があり、神奈川協会は同会館 のⅠ階に事務所があります。また、神奈川県に隣接す る東京都町田市に20 I 2年 I 2月に開設した東京 出張所があります。

令和6年7月現在の社員数は | 66名(内、法人は 4法人)で、登記に関する手続きの円滑な実施に資す るため、県内を | 0地区に区分して、各地域に密着し た社員が迅速に業務処理できるよう体制を整えてい ます。職員は男性 2名女性 | 名の3名体制で事務全般 を担い、官公署から信頼されるよう適切かつ丁寧な執 務執行を心がけています。役員は、理事長、副理事長、 常任理事 2名、理事 2名、監事3名で構成しており、 理事会は、原則として、毎月 | 回第3木曜日に開催し て、適正かつ円滑な協会運営に努めています。



神奈川県土地家屋調査士会館(外観)

<事業について>

発注方法が随意契約から入札に移行したり、当協会が公益法人移行の認定を受けたり、これまでに何度か取り巻く環境に変化があったが、当協会は、不動産登記法第 | 4条第 | 項地図作成作業を公益目的事業の旗印の | つとして掲げ、平成 | 6年、横浜市南区中里地区、面積 0. | 8 km²・筆数 4 9 3 6筆をスタートに、2 0年間地図作成作業に従事しています。平成 3 0年からは大都市型・従来型の地図作成を、横浜市 8 地区、川崎市 5 地区、相模原市 5 地区、横須賀市 7 地区の作業をしており、当協会は、筆界未定率「ゼロ」を継続しています。これは、地図作成作業の計画機関と担当社員の努力の成果です。

<協会の今後>

神奈川協会は、I. 社員数を増加させる取り組みの検討、2、受託業務拡大の取り組み(①「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」の改正について検討、②地域行政業務の再調査・活動、③単価契約発注案件の拡大)、3. 公益目的事業の存続・廃止の検討・整理、4. 公開講座の充実の各項目を今後の課題として掲げています。



中華街

○高知協会

<高知県の紹介>

「高知」と聞いて何をイメージされるでしょうか。 いろいろな名称に「くろしお」「りょうま」が溢れる高 知県。そして、酒飲みの國、よさこい、それぞれに高 知を語るに外せないキーワードです。

しかし、それだけじゃ無い。

偉人有名人では、昨年の朝ドラ「らんまん」で、日本の植物分類学の父とされる牧野富太郎さんがモデルとなったのが最近の自慢でしたが、来春からはアンパンマンの生みの親である「やなせたかしさん」をモ

デルとした「あんぱん」が放送されることになり、高 知県民は大喜びしています。

もちろん坂本龍馬さん、長宗我部元親さん、ジョン 万次郎さん、板垣退助さん、植木枝盛さん、岩崎弥太郎さん、吉田茂元総理、間寛平さん、島崎和歌子さん、 広末涼子さんなど、自慢の高知出身者を挙げれば尽きません。

その昔、室戸岬は台風銀座と言われましたが、このところ台風が近寄りません。気候風土をお褒め頂くことも多く、統計調査を無視して「幸福度は一番」と思う県民は多いと思います。

何はともあれ、取り敢えず一度は「ひろめ市場」においでください。

<高知協会の特性・事務局体制>

協会加入率は8割を超えており、地図作成事業など協会の業務を担う世代に注目すれば I 0 0 %近くになります。

事務所は、高知城の北西約500mの市街地にある、高知県土地家屋調査士会館の3階に間借りしています(本会事務局は2階)。



高知県土地家屋調査士会館 (外観)



事務室配置

事務方は、総務、業務、経理を事務員2名で担当しています。また、 I 4条地図作成事業・地籍調査事業のデータ管理を、事務員2名、非常勤の室長として理事 I 名の体勢で担当する「地図作成室」を設置しています。

<自主事業>

かつて、県内の小学校屋上にヘリサインを設置する 事業や、JAXAのご協力を得て主に児童を対象とし た、準天頂衛星「みちびき」にスポットを当てた学習 講座などを継続して実施、ならびに開催しました。近年は、コロナ禍などの影響で官公署の研修会に講師を派遣するなどの事業に留まっています。

<防災・復興に向けて>

発生確率が年々高まる南海トラフ地震の高知県への影響は甚大とされます。直面する土地家屋調査士の職能集団として、現状では I 4条地図作成や地籍調査事業に関わり、発災直後や復興時における対応マニュアルを、県、市町村と連携して整備して参ります。



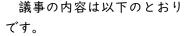
○第39回定時総会及び第1回研修会

令和6年6月6日(木)、7日(金)にわたり、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモント(悠久)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下全公連)の第39回定時総会及び第1回研修会を開催しました。総会後の懇親会と翌日の研修会は全公連と全国土地家屋調査士政治連盟(以下全調政連)と合同で開催しました。

総会に先立ち、全公連理事高橋宏明様、全公連学術顧問寳金敏明様をはじめ全国の物故社員に対して黙祷を捧げました。さらに石川協会武部恭典理事長から能登半島地震災害に対する支援について感謝の言葉が述べられました。

【第39回定時総会】

花本政秋副会長から開式の 辞があり、榊原典夫全公連会 長から事業報告を兼ねた挨拶 がされました。総会構成員の 6 | 名(全公連役員 | 2名、各協会理事長49名)のうち、全 公連役員 | 2名、各協会理事 長48名が参加しました。





榊原会長

第 | 号議案 令和 5 年度一般会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 令和6年度事業計画(案)審議の件 第3号議案 令和6年度一般会計収入支出予算 (案)審議の件

慎重審議の下、上記第 | 号議案から第3号議案まで 承認可決されました。



植西議長、瘧師副議長



法務省大谷課長



国交省實井課長



総会風景

来賓をお招きして開催された式典では、法務省民事 局民事第二課長大谷太様、国土交通省土地・建設産業 局地籍整備課長實井正樹様をはじめ、多くのご来賓の 方々から心のこもった祝辞を頂戴しました。

その後、堀次夫副会長の閉式の辞をもって総会を終 了しました。

【第 | 回研修会】

翌6月7日全公連、全調政連 共同による研修会を開催名を開催名と 大。榊原全公連会長、椎名名 大変通省住宅局市街地建 大変通省住宅局市街地建 が上慶裕様から「狭あい道 が大取組~狭あいいで 対策に関するガイドラインが きました。今年3月に狭あいが と 野対策に関するガイドラインが と 野対策に関するガイドラインが



国交省村上課長

示されましたが、講演後参加者から活発な質問がされ、 関心の高さと使命感がうかがえました。 後半は『土地家屋調査士の明るい未来』と題して山本明宏全調政連副会長がコーディネーターとなり、岡田潤一郎日本土地家屋調査士会連合会会長(以下日調連)、椎名勤全調政連会長及び榊原全公連会長による鼎談がなされました。



日調連岡田会長



全調政連椎名会長



榊原会長



全調政連山本副会

まず各会長の簡単な自己紹介の後、各会の取り組みと近況が報告されました。これまでの三会連携の実建とは「例えば調理として岡田日調連会長は「例えば調調される完全オンラインの実現、土地家屋調調とではれる完全オンラインの実現、土地家屋調調をでする。」、椎名全主とは、三会が作り組んだからだと認識している。」、椎名全士とは「三会連携のきっかけは土地家屋に立ちたがきっかけた。」となり、日調連が先頭で、私ながままが行動を起こすと相手方の反応が全く成果にのの場がでいると思う。」、榊原全公連会長は「今後各しないると思う。」、榊原全公連会長は「今後各して、全国の組織は三会とまっているが、各しては必ずしもそうない。これを何とかければならない。」と述べられた。

土地家屋調査士の明るい未来のための取り組みとして、榊原全公連会長は「三会がまとまらない限り明るい未来は見えない。」、椎名全調政連会長は「三会連携が明るい未来につながるとすれば、大きな課題があってそこではじめて三会まとまることができる。」、岡田日調連会長は「例えば狭あい道路解消は大きな課

題の一つであるが、そこには我々業界だけでなく他の 業界とも協力し、社会的に大きな課題とすることも連 携の形である。」と述べられました。



今回の定時総会、研修会を通して幾度となく三会連携という言葉を耳にしました。実績の上がっている協会は、単位会レベルでも三会で良好な関係を保ち、人的な交流も活発であると感じています。三会の連携なくして我々の発展はないという事実を強く認識する研修会となりました。

(理事 矢野太一)

全公連ニュース

1. 第2回研修会開催案内

第2回研修会を下記のとおり開催することとなり ました。

日時 | 0月4日(金) | 5時 | 0分~ | 7時

10分

開催場所 「琵琶湖ホテル」からWeb配信

講演内容 タイトル「令和以降の筆界認定と地図混

乱の解消~寳金敏明先生最後の講演録をもとに~」サブタイトル「筆界の専門家である土地家屋調査士だからこそできること」

大阪法務局民事行政部不動産登記部門

首席登記官 田中 博幸 氏

2. 狭あい道路解消シンポジウム開催案内

日調連主催、全調政連、全公連他共催による狭あい 道路解消シンポジウムを下記のとおり開催すること となりました。

日時 | 0月|7日(木)|3時~|7時

開催場所 千葉県教育会館 新館大ホール

千葉市中央区中央4丁目 | 3番 | 0号

講演内容 ●狭あい道路が消防·救急活動に与える 影響

四街道市消防本部 次長 村上 雄広 氏

●狭あい道路と宅地の評価

明海大学不動産学部教授・不動産研究センター長 山本 卓 氏

●千葉市における狭あい道路拡幅整備事業の現状

千葉市役所都市局建築部建築指導課 課 長 石川 幸夫 氏

●狭あい道路解消に向けた取り組み 国土交通省住宅局市街地建築課 課長 下村 哲也 氏

●街づくりにはたす 土地家屋調査士の 役割

参議院議員·土地家屋調査士 豊田 俊郎 氏

なお、会場における収容人数にも制限があること

から、土地家屋調査士会員を対象にしてライブ配信 を行うこととしております。

詳細及び申し込み等につきましては、日調連から の各会宛通知文書により確認願います。

3. 第3回研修会開催案内

第3回研修会を下記のとおり開催することとなり ました。

講演内容 講演()「仮題:地籍調査の現状」

国土交通省政策統括官付地理空間情報課地籍整備室 担当官

講演②「仮題:境界データの共有・

統合に向けて」

地籍問題研究会 代表幹事 鮫島 信 行 氏

講演③「仮題:近年の土地法政の見直しと今後の課題~国・地方自治体・民間の役割分担の在り方」

東京財団政策研究所 研究員 吉原祥子 氏

なお、今後内容等に変更が発生する場合もございま すのでご了承願います。

4. 地図作成実務研修会開催案内

地図作成作業のリーダー及び班長に必要な知識・技術の向上を目的とした標記研修会を下記のとおり開催する予定です。

日時 II月25日(月) IO時30分~ I6時 45分

会議方式 Web配信

講演内容 「仮題:地籍測量の概要及び各工程に おける留意事項」

国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課地籍整備室 担当官

「仮題:静岡・愛知協会における | 4 条地図作業の現状紹介」静岡・愛知県 公共嘱託登記土地家屋調査士協会担 当者

册

なお、今後内容等に変更が発生する場合もございま すのでご了承願います。

5. 会議経過及び今後の会議予定

令和6年

令和 0 中	
6月21日	中部ブロック公共嘱託登記土地家
	屋調査士協会連絡協議会定時総会
	(富山開催)
7月3日	第3回正副会長会議(Web 開催)
7月 0日	令和6年度国有農地事務担当職員
	中央研修講演
7月12日	北海道ブロック公共嘱託登記土地
	家屋調査士協会連絡協議会定時総
	会(札幌開催)
7月18日	第 I 回広報委員会(Web 開催)
7月25日	第3回理事会(Web 開催)
8月9~19日	第4回理事会(書面開催)
9月4日	第4回正副会長会議(Web 開催)
9月5日	第 回公共嘱託登記委託歩掛検討
	委員会(Web 開催)
9月6~10日	第5回理事会(書面開催)
9月11日	第2回広報委員会(Web 開催)
9月27日	中国ブロック公共嘱託登記土地家
	屋調査士協会連絡協議会定時総会
	(島根開催)
10月4日	近畿ブロック公共嘱託登記土地家
	屋調査士協会連絡協議会定時総会
	(滋賀開催)
IO月4日	四国ブロック公共嘱託登記土地家
	屋調査士協会連絡協議会定時総会
	(香川開催)
10月4日	第2回研修会 (滋賀及び Web 開催)
10月5日	第4回正副会長会議(滋賀開催)
Ⅰ0月Ⅰ7日	狭あい道路解消シンポジウム(千
	葉開催)
Ⅰ0月Ⅰ8日	九州ブロック公共嘱託登記土地家
	屋調査士協会連絡協議会定時総会
	(宮崎開催)
Ⅰ0月Ⅰ8日	東北ブロック公共嘱託登記土地家
	屋調査士協会連絡協議会定時総会
	(盛岡開催)

10月20日	関東ブロック公共嘱託登記土地家	
	屋調査士協会連絡協議会定時総会	
	(栃木開催)	
10月23日	第2回監査会(Web 開催)	
10月28日	第5回理事会(Web 開催)	
月 8日	第3回研修会(Web 開催)	
11月25日	令和6年度地図作成実務研修会	
	(Web 開催)	



今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介 させていただきますので、ご参考にしていただけ ればと考えております。皆様の地元協会のイベン ト情報をお寄せください。

(広報委員会)



知っとく情報 : コノエの「標」にまつわるグッズ御紹介

①完全自立型ポール

「立ちますショートバージョン」

(特許出願済)

人手不足を補い、一人作業が可能に

「全公連だより令和6年1月1日号」に てご紹介致しました自立型ポール「**立ちま す」**に付いて、貴重なご意見を頂きまし た。

「調査士業務では比較的短い距離市街地の計測が多いのではもう少し短く移動性の良いサイズになりませんか?」と言うお客様のお声でした。

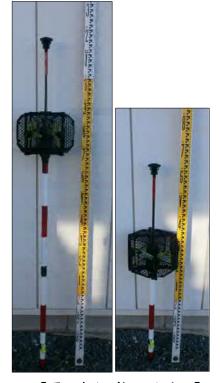


【前回ご紹介したロングタイプ 1.6m】



【ショートバージョン I m】

- ・軽く、持ち歩き、移動が簡単
- ・車のトランクに組み立てたまま収納可能
- ・万一の転倒時にも被害を回避
- ・ロング・ショートと切り替え自由



【腰の高さで扱いやすい】

②ドローン用

「鳥よけ」

(特許出願済)

調査・測量業界でのドローンの普及は目ま ぐるしく急速に法整備も進んでいます。

中でも、墜落による計測機器の損害は深刻で、高額な計測器を破損すると計測業務の遅延や高額な保険対応が必要となります。

今回ご紹介する「鳥よけ」は比較的大型の ドローンに対応した超音波によるカラスな どの回避装置です。

本来は、空港や施設の鳥獣被害対応に開発され既に、JRや地方の空港などで試験導入され、「バードストライク」「鳥獣害」対応に期待されています。

「鳥よけ」の開発もお客様から、ドローン 計測中にカラスの飛来が多く、ぶつかると困 るので作業が遅れると言うご意見でした。

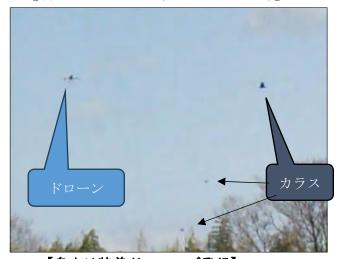


【DJI 社マトリス 300 に搭載飛行】





【後方がカラスの住家となっている林】



【鳥よけ装着ドローンで飛行】

実験では上空を飛行する事でカラスの飛 来は無くなりました(あくまで試験飛行で性 能を保証する物では有りません)

意見募集

コノエでは現場でご活躍の皆様方から頂いたご意見、アイデアやヒント、企画を、 製品化・企画化する事に取組んでおりま す。どんな小さなことでも結構です、下記 担当者にご連絡下さい。

株式会社 コノエ

http://www.konoe.co.jp/ 測量事業本部 水嶋 宏道

E-mail:h.mizushima@konoe.co.jp

〒578-0957 大阪府東大阪市本庄中2丁目3番36号 Tel: 06-6747-6051 Fax: 06-6747-6053

所有者不明土地管理人には土地家屋調査士を!(続編)

弁護士 秋保 賢一

I 所有者不明土地管理人に土地家屋調査士が選任されました!

前回、「所有者不明土地管理 人には土地家屋調査士を!」と いう記事を掲載しました。

その時点では、まだ、選任申 立準備中だったのですが、その



後、実際に選任申立をしてめでたく土地家屋調査士 が所有者不明土地管理人に選任されました(現在、 異議申出届出期間中)ので、あらためてご報告しま す。

2 前回の復習

(I) これまでは(相続財産清算人選任申立しかなく弁護士が選任され高額の予納金)

まず、前回の復習ですが、土地家屋調査士が、 隣地所有者の境界立会を求めようとしたら登記 名義人が死亡していたので相続人を調べた上で 連絡を取ったところ、全員が相続放棄をしていた というような場合、これまでは相続財産清算人の 選任申立をして境界立会を求めるしか方法があ りませんでした。

しかし、相続財産清算人は、当該土地だけではなく、遺産を構成するすべての土地が管理の対象であり、手続も煩雑で場合によっては売却処分や建物の解体撤去とか、多様な事務をこなさなければならないので弁護士が選任される場合が多く、裁判所に納める予納金額も50万円と言われるなど高額でした。

個人的には、単に境界立会確認をするだけなので相続財産清算人である必要がないと考えて、特別代理人の選任申立をしたことがありますが、裁判所からは特別代理人ではだめだ、相続財産清算人の選任申立をせよ、ついては予納金 50 万円を納めるようにということでした。依頼人はそんなには出せないということで諦めたことがありました。

(2) これからは(所有者不明土地管理人として土地家屋調査士が選任され予納金も低額)

今回、所有者不明土地管理人制度が創設される ことになり、新たな展開を見せることになりまし た。

上記の例のように隣地の登記名義人が死亡していて相続人全員が放棄しているような場合、相続財産清算人ではなく、所有者不明土地管理人の選任申立をするという選択肢が増えることになりました。この制度は、相続人が最初から不明な場合や名義人が行方不明の場合(これまでは不在者の財産管理人選任申立)、名義人である法人の実体がない場合(これまでは清算人選任申立)も使えます。

所有者不明土地管理人の場合は、当該土地だけが管理の対象ですし、境界立会確認だけが選任の目的であるならば、弁護士である必要は全くありません。むしろ、弁護士では、私も含めて筆界について正しい判断を下すことが難しい場合が少なくありません。これまで相続財産清算人として、境界確認書等に署名・押印したことは何回かありますが、そもそもその土地の来歴を知っている所有名義人は死んでしまっているので、本当に大丈夫かなと内心忸怩たる思いの場合もありました。

こういう場合は、筆界の専門家である土地家屋 調査士が所有者不明土地管理人として選任され るのが相当です。

(3) 所有者不明土地管理人に土地家屋調査士が選任 された実例

過日、静岡県土地家屋調査士会主催の境界シンポジウムが行われた際に日調連岡田会長から土地家屋調査士が所有者不明土地管理人に選任された事例が、その時点で全国に3件あると報告されました。

私は、自分が関わった事例が全国で最初なのではないかと思っていたのですが、既に3件あることをこの時初めて知りました。私の扱った案件も加えると全国で4件ということになろうかと思いますが、おそらくこれからどんどん増えていくことが予想されます。

3 土地家屋調査士を所有者不明土地管理人に選任 する場合の具体的手続

ここからは実際に申し立てするのに必要な書類 や資料について自分の経験でお話ししてみます。

(1) 選任申立書

前回の記事でも紹介したとおり、裁判所のH Pにひな形があります。当該土地を管轄する地 方裁判所に提出します。

申立の趣旨は、「別紙物件目録○記載の土地に ついて所有者不明土地管理人による管理を命じ る」となります。

申立の原因は以下のような項目立てをしました。

- 1 利害関係を基礎づける具体的事情
 - (1) 関係土地の所有及び位置関係 ※別紙図 面を付けます。
 - (2) 境界確認の必要性 適切な管理が行われていないこと -
 - ア 現時点で境界が明らかでないこと
 - イ 対象土地の来歴及び現況
 - ウ 土地の所有者の管理義務 ※土地基本法 6 条 2 項を持ち出して土地 の所有者は、「所有権の境界の明確化のた めの措置を適切に講ずるよう努めなけれ ばならない」とか、大阪高判 HIO.1.3 の相 隣者間には「円満な解決に向けて真摯に交

渉すべき義務がある。」を引用しました。

- (3) 申立人の具体的利害関係
 - ア 隣地所有者が利害関係人になり得ること
 - イ 隣地所有者が利害関係人になり得る場 合

※立法担当者による文献「Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」p172を引用しました。)

- ウ 申立人には利害関係があること ※境界不分明であること自体が不利益で あることの他に擁壁を築造すべき位置が 分からないとか、将来的な担保供与や売 却のために確定測量しておく必要がある ことを挙げました。
- 2 対象土地が所有者不明土地に当たることを 基礎づける事情

※守秘義務に関わるので詳細を書けませんが、私の担当した事案は名義人である会社が事実上消滅していて代表清算人がいないという事案でしたのでその経緯を説明しました。相続人が全員放棄しているような場合や名義人が行方不明の場合はその事情を書くことになります。

- 3 発令の必要性
 - (1) 対象土地の管理状況

※全く管理されていないことを写真撮影

報告書で疎明しました。

- (2) 対象土地に必要な管理行為の内容 ※「本申立において管理人に求める管理 行為とは、申立人所有地と〇〇所有地の 境界について立会い・確認をする行為に つきるものであり、それ以上の特段の管 理行為を求める意思はない。」と書きまし た。
- (3) 境界立会・確認を目的とする場合の所有 者不明土地管理人には土地家屋調査士が選 任されるべきであること
 - ア 境界立会・確認を目的とする場合の所有者不明土地管理人には土地家屋調査士が選任されるべきであること

※国会附帯決議や文献中の「日常業務で 境界の確認等が必要になるケースで所有 者不明土地に接する機会も多く、不動産 の物理的現況を正確に調査・測量する専 門家である土地家屋調査士の積極的な活 用が見込まれます」という記述を引用し ました。

イ 土地家屋調査士会への推薦依頼 ※岐阜会が作成して裁判所に提出済みで あった「趣意書」と候補者名簿を資料と して添付しました。

(2) 添付資料

①申立書副本、②委任状、③資格証明書(法人の場合)、④全部事項証明書(土地),⑤固定資産評価証明書(申立人所有地)、⑥地図に準ずる図面、⑦土地の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面、⑧写真撮影報告書(現場の状況)、⑨土地所在図、⑩地積測量図、⑪所有者の探索に関する報告書

(3) 予納金

当職としては、境界の立会確認だけの業務なので特別代理人の場合に準じて 20 万円以内ではないかと考えていたので、依頼者にもそのように説明していたのですが、裁判所から 30 万円といわれてしまいました。「高いんじゃないですか」と書記官に尋ねたら当裁判所では、今のところ一律 30 万円にしているとのことでした。

まあ、最終的に選任された土地家屋調査士の 方がそんなに要らないと言って下されば、余っ た分は戻ってきますのでそれを期待している 状況です。

(4) 現状

既に土地家屋調査士会から頂いた推薦書を

裁判所に提出済みであり、推薦された土地家屋 調査士の先生が所有者不明土地管理人に選任 されることが確定しておりますが、裁判所が、 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 について官報公告をしており、その届出期間満 了後に管理命令が発令されるとのことです。

4 申立をしてみた感想

実際に申立をしてみた感想ですが、裁判所からは あれを出せ、これを出せとか、これはどうなってい るとか、色々な指示や求釈明があるのかと思ってい ましたし、やっぱり管理人は弁護士でないとダメと 言われるのではないかと心配しておりましたが、拍 子抜けするくらいあっさりと認めてもらったので ハードルは高くないと思いました。唯一、予納金が 30万円なのは高いかなと思った次第です。管理人 に選任された土地家屋調査士の先生が、「いいよ20万で」と言って頂いて還付されることを期待している次第です。

なお、公嘱協会が所有者不明土地管理人になれるかについては、その必要性も含めて可否検討中ですが、前回の記事でも述べたように官民境界確認補助業務をやっているわけですし、これを否定すべら言則が公共工事等により官民境界を確定しようとしたところ、隣地が所有者不明土地の場合、官が利害関係人になれることは間違いありません。買収目的だとやはり弁護士になってしまうかも知れませんが、純粋に官民境界が確定すればいいということであれば、官としてはなじみのある公嘱協会を候補者としてあげてもいいのではないでしょうか。(了)

全国お役所百景:名古屋市役所本庁舎



名古屋市役所本庁舎



現在の名古屋市役所本庁舎は昭和天皇御大典事業として昭和8年に竣工しました。

地上5階、地下1階のSRC構造で、中央には高さ50mを超える時計塔があります。この時計塔の屋根には名古屋城との調和を図るため、四方にしゃちが配されています。

西洋的な建築様式に日本的な要素を取り入れた昭和 初期の建築物として高く評価され、平成 26 年には南側 に隣接する愛知県庁舎とともに国の重要文化財に指定 されています。

名古屋市の官民境界確認は全国でも珍しい「明示」 方式です。現地での立会を行わずに申請代理人に観測 を指示したデータと市が保有するデータを照らし合わせ、 官民境界の位置を座標値や基準となる鋲などを電話や メールで明示されます。

他県の皆様も名古屋市の業務を行うことがありましたら、先進的なこの明示方式を是非体験してみてください。

名古屋市は人口約 230 万人を要する政令指定都市です。愛知協会としても、ますます関係が深められるよう努力して参ります。

地理院地図 GSI Maps より作成

編集後記

暦の上ではすでに秋になったとはいえ、日本全国まだまだ暑い日が続き、現場作業の際も熱中症対策をしっかりしないと不安な日々が続いておりますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。来年の全公連だよりでは、「猛暑の現場を乗り切る冷却グッズ」を知っとく情報で特集するのもいいかもしれません。

先日発生した宮崎・日向灘地震では、政府から初となる「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発令されました。幸いにもその後南海トラフに関連すると思われる大規模地震は発生せず、注意呼びかけは一応終了いたしましたが、肝心の南海トラフ巨大地震は今後30年間に発生する確率が80%であるとも言われ、別の予想では2035年±5年で発生するとも言われています。

いつ来るかは定かではありませんが、プレート運動による南海トラフの歪みを解消するための南海トラフ地震は近い将来必ず発生するわけで、私たち人間にできることは地震が発生した時の被害を出来るだけ少なくすること、発生した被害を速やかに復旧出来るように予め準備しておくことしかできません。

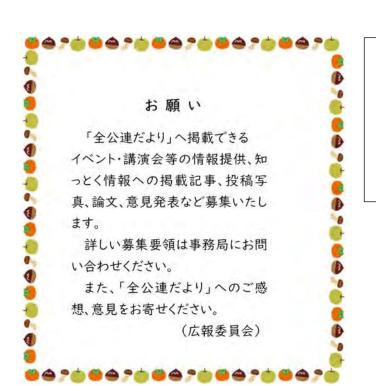
幸いにも、私たちには歴史という名前の情報の積み

重ねがあります。 I 0 0 ~ 2 0 0 年周期で発生している南海トラフ地震に限らず、過去数多発生した大小さまざまな地震災害のデータの積み重ねから、建築基準法による耐震基準をはじめとした各種対策は日々更新されています。そんな中、私たち公嘱協会に出来ることは、発生時の被害の拡大を防ぐための狭あい道路の解消と、復興を速やかに行うための土地境界の明確化ということになるのではないでしょうか。

具体的に出来ることとしては、お住まいの地元地方公共団体の防災・減災対策に対して改善のための提案を行っていくということなのでしょうが、そのための検討資料として全国の他の地方公共団体がどのような対策を講じているのかの情報が必要になってくると思います。

私たち全公連、そして広報委員会は、そうした行政の情報から、日々の業務を円滑に進めるためのちょっとした工夫まで、最新情報を集めて全国の各協会に発信していくお手伝いをしていけるよう、これからも微力を尽くして参りたいと思います。

(理事・広報委員 渡邉英雅)



令和6年9月1日発刊

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 で 112-0013 東京都文京区音羽 | 丁目 | 5番 | 5号 シティ音羽 2 階 2 0 5号

Tel (03) 5976-6761 Fax (03) 5976-6762 HPアドレス http://www.zenkoren.jp/

担当: 広報委員会

